

伊丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年
3月制定）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき，伊丹市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は，要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに，要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に対する支援の内容に関する協議を行う。

（構成）

第3条 協議会は，別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）から選出された者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き，構成員の互選により，選任する。

2 会長は，協議会の会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代行する。

（組織）

第5条 協議会は，代表者会議，実務者会議及び個別担当者会議をもって組織する。

（代表者会議）

第6条 代表者会議は，関係機関等の円滑な連携を確保するため，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 協議会の活動状況の評価及び運営方針の決定

2 代表者会議は、関係機関等の代表者又は代表者が指名する者並びに福祉事務所長及び健康福祉部生活支援室長をもって組織する。

3 代表者会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童等への支援が効果的になされるよう、次の事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の実態把握及び情報交換

(2) 具体的な事例の対応方法の検討

2 実務者会議は、第9条に規定する要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて選定する関係機関等の代表者が指名する者をもって組織する。

3 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、主宰する。

(個別担当者会議)

第8条 個別担当者会議は、個別の要保護児童等に対する具体的な支援の内容を検討するため次の事項を所掌する。

(1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認

(2) 要保護児童等の支援方針及び役割分担の決定

2 個別担当者会議は、第9条に規定する要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて選定する要保護児童等に直接かかわりを有している担当者や今後かかわりを有する可能性のある関係機関等の担当者をもって組織する。

3 個別担当者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、主宰する。

(調整機関)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、健康福祉部生活支援室こども福祉課を要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に指定する。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括し、個々の要保護児童等に対する支援の進行管理を行う。

(個人情報保護)

第10条 協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

(伊丹市児童虐待防止市民ネットワーク会議設置要綱の廃止)

2 伊丹市児童虐待防止市民ネットワーク会議設置要綱(平成12年11月制定)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日に施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月27日に施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日に施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日に施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日に施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日に施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月29日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月9日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月3日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月7日に施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日に施行する。

別表

関係機関等
伊丹市人権・同和教育研究協議会
神戸地方法務局伊丹支局
一般社団法人伊丹市医師会
一般社団法人伊丹市歯科医師会
兵庫県伊丹警察署
兵庫県警察本部生活安全部少年育成課阪神北少年サポートセンター
兵庫県川西こども家庭センター
兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所
阪神北広域こども急病センター
尼崎市尼崎学園
子そだてサポートひかり
社会福祉法人ヘルプ協会
社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
公益社団法人伊丹市シルバー人材センター
社会福祉法人有岡協会伊丹乳児院
社会福祉法人伊丹社会事業協会母子生活支援施設伊丹深愛館
伊丹市社会福祉協議会
伊丹市民生委員児童委員連合会
市立伊丹病院
伊丹市消防局
伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権・平和課
伊丹市教育委員会事務局学校教育部学校教育課
伊丹市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター
伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育推進課
伊丹市教育委員会事務局こども未来部こども室こども未来応援課
伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室幼児教育課

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 こども発達支援センター

伊丹市教育委員会事務局 学校教育部 総合教育センター 少年愛護センター

伊丹市中学校長会

伊丹市小・特別支援学校長会

伊丹市幼稚園長会

伊丹市保育所（園）・こども園施設長会

伊丹市こども総合支援センター

伊丹市健康福祉部 共生福祉社会推進担当

伊丹市健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

伊丹市健康福祉部 保健医療推進室 母子保健課

伊丹市健康福祉部 生活支援室 生活支援課

伊丹市健康福祉部 生活支援室 自立相談課

伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課